

学校給食費についての

「Q & A」

～保護者のみなさまへ～



◆学校給食費に関するお問い合わせ◆

海田町教育委員会学校教育課 学校教育係

電話 082-823-9216 FAX 082-823-9256

# 目 次

## 1 公会計化について

- Q 1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？
- Q 1-2 これまでと何が変わりますか？

## 2 学校給食費について

- Q 2-1 学校給食費の額はいくらですか？
- Q 2-2 値上がりするのですか？
- Q 2-3 学校給食費の額は、どのように決めているのですか？
- Q 2-4 わたしがいつ、いくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

## 3 学校給食費の調整について

- Q 3-1 学校給食費の調整とは何ですか？
- Q 3-2 なぜ調整が必要なのですか？
- Q 3-3 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえるのですか？
- Q 3-4 どのような場合に調整してもらえますか？

## 4 学校諸費について

- Q 4-1 学校諸費とは何ですか？
- Q 4-2 学校諸費も町に支払うことになるのですか？

## 5 学校給食費の支払いについて

- Q 5-1 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？
- Q 5-2 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？
- Q 5-3 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？
- Q 5-4 納付書はコンビニで使えますか？
- Q 5-5 うっかり納付期限が過ぎてしまいました。どうしたらいいですか？
- Q 5-6 学校に直接、学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？
- Q 5-7 納付書で支払える金融機関はどこですか？

## 6 口座振替に使用する口座について

- Q 6-1 現在の学校諸費の引き落とし口座と同じ口座から振替をしたい場合、新たに手続きは必要ですか？

- Q 6 - 2 学校諸費の引き落とし口座と違う口座を登録できますか？
- Q 6 - 3 きょうだいがあります。それぞれ違う口座を登録することができますか？
- Q 6 - 4 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？
- Q 6 - 5 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

#### 7 就学援助を受けている場合の学校給食費の支払いについて

- Q 7 - 1 就学援助とは何ですか？
- Q 7 - 2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？
- Q 7 - 3 就学援助が認定されるまでは、学校給食費は支払わなければなりませんか？

#### 8 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて

- Q 8 - 1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？
- Q 8 - 2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

#### 9 学校給食費の滞納について

- Q 9 - 1 学校給食費を滞納している家庭には、どのような取組をしていますか？
- Q 9 - 2 児童手当からの充当とは何ですか？
- Q 9 - 3 それでも学校給食費を滞納している場合は、どのようになりますか？

#### 10 書類①「海田町学校給食申込書」の記入・提出について

- Q 10 - 1 書類①の学校名・学年は、いつの時点のものを記入するのですか？
- Q 10 - 2 書類①の「給食開始年月日」は、いつの日付を記入するとよいですか？
- Q 10 - 3 書類①の「児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」に記入する「児童手当受給者」は、現在の受給者氏名を記入してもよいですか？
- Q 10 - 4 児童手当を受給していない場合も、同意書への記入が必要ですか？
- Q 10 - 5 書類①は毎年提出しなければいけませんか？
- Q 10 - 6 現在、弁当対応のため、飲用牛乳を含め学校給食の提供を受けて

いません。その場合も学校給食を申し込む手続きが必要ですか？

11 書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」の記入・提出について

- Q11-1 書類②は、どこに行けばもらえますか？
- Q11-2 書類②を提出したら、すぐに口座振替できますか？
- Q11-3 振替開始年月は、何年何月を書けばいいですか？

12 書類③「海田町食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」の記入・提出について

- Q12-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような手続きが必要ですか？
- Q12-2 停止していた飲用牛乳（または主食）の提供を再開したい場合、どのような手続きが必要ですか？

13 書類④「海田町学校給食（変更・停止・再開）届」の記入・提出について

- Q13-1 書類④は、どのようなときに提出するのですか？
- Q13-2 書類④を提出するときに気を付けることはありますか？
- Q13-3 学校を長期欠席するため、書類④を提出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？
- Q13-4 書類④はいつ、どこに提出するのですか？

14 その他手続きについて

- Q14-1 現在、子どもが年長で、4月から海田町立の小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？
- Q14-2 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？
- Q14-3 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は私立を受験予定です。何か手続きが必要ですか？
- Q14-4 令和4年4月に転校する予定ですが、手続きは必要ですか？
- Q14-5 令和4年4月に海田町立以外の小中学校から海田町立中学校に転校する予定です。事前に必要な手続きはありますか？
- Q14-6 書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？
- Q14-7 納入義務者や住所等が変わった場合、何か手続きが必要ですか？

## 1 公会計化について

Q 1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？

A 1-1 今まで各学校が保護者の皆さまから徴収していた学校給食費を、町が代わりに徴収すること、また食材を購入したお金を、町がそれぞれのお店（お肉屋さん、八百屋さんなど）に支払うことを、学校給食費の公会計化といいます。

Q 1-2 これまでと何が変わりますか？

A 1-2 学校給食費の公会計化後は、次の4点が変わります。

- ① 学校給食費の支払い先が、学校から海田町に変わります。
- ② 町内に支店がある9つの金融機関口座から引き落としができます。
- ③ 毎月（4月と8月を除く）同じ金額をお支払いいただき、年度末で金額を調整します。
- ④ 入学時や給食を長期欠食する時などに、書類の提出が必要です。

## 2 学校給食費について

Q 2-1 学校給食費の額はいくらですか？

A 2-1 令和4年度は、次のとおりです。変更する場合は、事前に保護者の皆さまへお知らせします。

区分	1食当たりの単価	月額（第1期～第9期）	月額（第10期）※
小学校	260円	5,200円	3,900円 ～6,500円
中学校	300円	6,000円	4,500円 ～7,500円

※年間給食回数を195日～205日とした場合の目安です。

Q 2-2 値上がりするのですか？

A 2-2 1年間でお支払いいただく金額に、変更はありません。

Q 2-3 学校給食費の額は、どのように決めているのですか？

A 2-3 1食当たりの単価に、1年間で給食を実施した回数をかけて決定します。第1期（5月末日）～第9期（2月末日）までは、同じ金額（小：5,200円、中：6,000円）をお支払いいただ

き、第10期（3月末日）は、1年間で給食を実施した回数によって調整した金額をお支払いいただきます。

<お支払いイメージ>

小学校が、1年間で195回給食を実施した場合

第1期（5月）～第9期（2月）	第10期	学校給食費の額
5,200円×9期 =46,800円	3,900円	260円×195日 =50,700円

※4月と8月は、納期の設定はありません。

$$[1食当たりの単価] \times [1年間で給食を実施した回数] = [学校給食費の額]$$
$$260円 \quad \times \quad 195回 \quad = \quad 50,700円$$

$$[学校給食費の額] - [第1期～第9期の額] = [第10期の額]$$
$$50,700円 - (5,200円 \times 9期) = 3,900円$$

Q2-4 わたしがいつ、いくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

A2-4 毎年5月の初旬に、第1期から第9期までの学校給食費の決定に係る通知を送付する予定です。また、調整後の第10期（3月末日）の金額についても、3月中旬以降に送付する予定です。納付期限（お支払いいただく期限日）も書いてありますので、ご確認ください。

### 3 学校給食費の調整について

Q3-1 学校給食費の調整とは何ですか？

A3-1 第10期（3月末日）に、第9期（2月末日）までにお支払いいただいた金額と、1年間の学校給食費を比較して、精算すべき金額をお支払いいただくことです。学校給食の実施回数が少なく、お支払いいただいた金額の方が多かった場合も、精算をしてお返しします。

年度の途中で転校した場合も、転校日までにお支払いいただいた金額と、転校日までの学校給食の実施回数によって計算した学校給食費を比較して、精算を行います。

Q3-2 なぜ調整が必要なのですか？

A3-2 1年間の学校給食の実施回数は、大雨等による臨時休業や、遠足

等の行事により、学校や学年によって異なります。そのため、第10期において学校給食費の調整をします。

Q 3-3 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえますか？

A 3-3 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、調整の対象になりません。また、連続して学校を休む日が4日以下（学校休業日を除く）の場合も調整の対象になりません。これは、事前に行う食材の発注に対応できないためです。ご理解をお願いします。

Q 3-4 どのような場合に調整してもらえますか？

A 3-4 次のとおりです。

調整の対象	調整の条件
病気などで連続して5日以上（学校休業日を除く）欠席する場合	届け出のあった日から5日後（土日祝日を除く）の学校給食費から調整
年度の途中で、海田町立学校以外へ転校する場合	※「海田町学校給食（変更・停止・再開）届」の提出が必要
食物アレルギーなどが原因で、年間を通した給食内容を変更する場合	
感染防止対策、気象警報発令などにより、学校が臨時休業、学年、学級閉鎖等となった場合	学校給食の停止を決定した時期によって、調整する金額を決定 詳しくは別途お知らせします。
災害等により学校給食の提供ができなかった場合	学校給食を提供できない期間全体を減額

#### 4 学校諸費について

Q 4-1 学校諸費とは何ですか？

A 4-1 学用品費、学級費、クラブ費、PTA会費、修学旅行費、校外活動費など学校に直接お支払いいただく費用のことです。

Q 4-2 学校諸費も町に支払うことになるのですか？

A 4-2 なりません。学校諸費は、学校ごとに種類や集める時期、金額などが違うため、学校からのお知らせに基づいて、学校で集金を行います。

## 5 学校給食費の支払いについて

Q 5 - 1 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A 5 - 1 原則として、保護者の方の金融機関口座から口座振替となります。やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納付書を送付しますので、納付書を利用して金融機関窓口でお支払いください。

Q 5 - 2 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A 5 - 2 かかりません。なお、学校諸費の引き落としには、これまでと同様に手数料がかかります。

Q 5 - 3 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A 5 - 3 再振替はありません。町から納付書を送付しますので、金融機関窓口でお支払いください。

Q 5 - 4 納付書はコンビニで使えますか？

A 5 - 4 使えません。指定の金融機関窓口で納付してください。

Q 5 - 5 うっかり納付期限が過ぎてしまいました。どうしたらよいですか？

A 5 - 5 納付書が使えますので、速やかにお支払いください。

Q 5 - 6 学校に直接、学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？

A 5 - 6 学校では学校給食費のお預かりはいたしません。口座振替ができなかった場合には、納付書を送付しますので、金融機関窓口でお支払いください。

Q 5 - 7 納付書で支払える金融機関はどこですか？

A 5 - 7 口座引き落としが利用可能な金融機関と同様に、町内に支店がある9つの金融機関でお支払いいただけます。

## 6 口座振替に使用する口座について

Q 6 - 1 現在の学校諸費の引き落とし口座と同じ口座から振替をしたい場合も、新たに手続きは必要ですか？

A 6 - 1 必要です。現在と同じ口座の利用を希望する場合でも、書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」の提出が必要です。書類①「海



田町学校給食申込書」とあわせて学校へ提出してください。

Q 6 - 2 学校諸費の引き落とし口座と違う口座を登録できますか？

A 6 - 2 できます。

Q 6 - 3 きょうだいがあります。それぞれ違う口座を登録することができますか？

A 6 - 3 できません。保護者が同じ方であれば、口座の登録は1つのみ可能です。

Q 6 - 4 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A 6 - 4 大丈夫です。この場合は、書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」の「納入義務者等」の欄に、保護者の方のお名前等を記入して押印をし、「口座名義人」の欄には口座名義人のお名前の記入と「お届け印」欄に金融機関届印の押印をお願いします。

Q 6 - 5 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

A 6 - 5 書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」を学校へ提出してください。なお、変更前の銀行口座については、口座振替の停止届等の手続きは必要ありません。

## 7 就学援助を受けている場合の学校給食費の支払いについて

Q 7 - 1 就学援助とは何ですか？

A 7 - 1 小中学校に通学されているお子さまの保護者の方などに対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、その費用の一部を審査のうえ助成する制度です。詳しくは、海田町教育委員会学校教育課学校教育係（直通 082-823-9216）までお問い合わせください。

Q 7 - 2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

A 7 - 2 就学援助の認定を受けている世帯の児童・生徒の学校給食費については、就学援助費から自動的に町に納付されますので、保護者の方が学校給食費を納付する必要はありません。ただし、就学援助の申請中で、まだ認定されていない場合や、就学援助が停止または廃止となった場合などは、認定するまでの間、保護者の方が

学校給食費を納付する必要があります。

Q 7 - 3 就学援助が認定されるまでは、学校給食費は支払わなければなりませんか？

A 7 - 3 認定されるまでは、学校給食費のお支払いが必要です。なお、就学援助がさかのぼって認定された場合、認定された日以後の学校給食費は納付する必要はないため、すでに口座から引き落とされた学校給食費がある場合は、認定された日以後の学校給食費をお返しします。

## 8 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて

Q 8 - 1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A 8 - 1 生活保護を受給している世帯の児童・生徒の学校給食費については、生活保護費から自動的に町に納付されますので、保護者の方が学校給食費を納付する必要はありません。手続きや提出書類など、生活保護の詳しいことについては、海田町福祉保健部社会福祉課（直通 082-823-9220）へお尋ねください。

Q 8 - 2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

A 8 - 2 生活保護を受ける前の学校給食費については、保護者の方の負担となります。また、受給していた生活保護が停止・廃止となった場合も、保護者の方の負担となります。

## 9 学校給食費の滞納について

Q 9 - 1 学校給食費の支払が遅れている家庭には、どのような取組をしていますか？

A 9 - 1 納付期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付していただくようお願いしています。自主的な納付が難しい場合は、児童手当からの充当によってお支払いいただくことをお勧めしています。海田町では、学校給食申込書に滞納時の児童手当からの充当についての「同意書」を記載しており、学校給食の申込みとあわせて記入していただくこととしています。

Q 9 - 2 児童手当からの充当とは何ですか？

A 9-2 児童手当は、町（福祉保健部こども課）から保護者の方にお支払いするものですが、学校給食費のお支払いが遅れている場合、保護者の方の同意があれば、その金額を児童手当から引くことで直接支払うことができます。これを「児童手当からの充当」といいます。実際に「児童手当からの充当」を行う場合は、保護者の方に事前に連絡させていただきたくこととしています。

Q 9-3 それでも学校給食費を支払わない場合は、どのようにになりますか？

A 9-3 町からの連絡に応じていただけない場合や、児童手当からの充当に同意をいただけない場合には、裁判所への法的措置を含めて、厳正な対処をさせていただきます。

#### 10 書類①「海田町学校給食申込書」の記入・提出について

Q10-1 書類①の学校名・学年は、いつの時点のものを記入するのですか？

A10-1 学校名・学年は、令和4年4月時点の状況を記入してください。なお、小学6年生は、入学予定（校区の）中学校名を記入し、学年を「第1学年」としてください。また、私立の中学校へ進学を予定している方や市外の学校に転校する予定がある方も、確実に決まっていない場合は、校区の中学校名を記入して提出してください。

Q10-2 書類①の「給食開始年月日」は、いつの日付を記入するとよいですか？

A10-2 「給食開始年月日」の記入は、令和3年度内の申請については、空欄のまま記入の必要はありません。令和4年度以降、転入等により新たに申し込む場合は、通学を開始する日を記入してください。

Q10-3 書類①の「児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」に記入する「児童手当受給者」は、現在の受給者氏名を記入してもよいですか？

A10-3 児童手当受給者の氏名は、現在の受給者の方を記入しておくことで構いません。

Q10-4 児童手当を受給していない場合も、同意書への記入が必要です

か？

A10-4 必要ありません。

Q10-5 書類①は毎年提出しなければいけませんか？

A10-5 書類①は、海田町立小学校から中学校を卒業するまで継続されます。

Q10-6 現在、弁当対応のため、飲用牛乳を含め学校給食の提供を受けていません。その場合も学校給食を申し込む手続きが必要ですか？

A10-6 必要はありません。ただし、学校給食の提供を受けることとなった場合には、新規に学校給食の申込みが必要となります。

## 11 書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」の記入・提出について

Q11-1 書類②は、どこに行けばもらえますか？

A11-1 各小中学校のほか、海田町教育委員会でお渡しできます。

Q11-2 書類②を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A11-2 金融機関での手続きに時間がかかるため、提出される月の振替はできません。当月分は、納付書でお支払いください。

Q11-3 振替開始年月は、何年何月を書けばいいですか？

A11-3 令和3年度内の申請については、「令和4年5月」と記入してください。（第1期の納付期限が5月末日のため）  
令和4年度以降、転入等により新たに申請する場合は、通学を開始する日の翌月を記入してください。

## 12 書類③「海田町食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」の記入・提出について

Q12-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような手続きが必要ですか？

A12-1 飲用牛乳、主食（米飯・パン）について食物アレルギー等のある方で、当該食材を1年を通して停止する必要がある方について対応します。対象者は事前に学校に相談の上、書類③を必要書類とあわせて提出してください。（※詳しくは、別途通知します。来年度小学校へ入学予定の方は、入学説明会においてお知らせします。）

Q12-2 停止していた飲用牛乳（または主食）の提供を再開したい場合、

どのような手続きが必要ですか？

- A12-2 提供の再開を希望する日の5日前（土日祝日を除く）までに、書類④「海田町学校給食（変更・停止・再開）届」を学校に提出してください。なお、提供の再開日については、学校と相談の上、決定することとなります。

13 書類④「海田町学校給食（変更・停止・再開）届」の記入・提出について

Q13-1 書類④は、どのようなときに提出するのですか？

A13-1 次のような場合に提出が必要です。

- ① 書類①の申込内容に変更が生じた場合  
※学校名（進学先の決定なども含む）、住所等の変更
- ② 学校給食の提供を停止する場合
- ③ 停止していた学校給食の提供を再開する場合

Q13-2 書類④を提出するときに気を付けることはありますか？

A13-2 学校給食の内容を変更・停止する日、停止していた学校給食を再開する日の5日前（土日祝日を除く）までに学校へ申請してください。申請後5日目から、申請内容を学校給食に反映することができます。

Q13-3 学校を長期欠席するため、書類④を提出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？

A13-3 改めて書類④を提出してください。ただし、書類④を提出された場合においても、学校へ届け出た日の5日後から、学校給食再開となりますので、それまでに登校することがあれば、お弁当をご用意いただくこととなります。

Q13-4 書類④はいつ、どこに提出するのですか？

A13-4 学校給食を変更・停止・再開することが決定した時に、学校へ提出してください。

14 その他手続きについて

Q14-1 現在、子どもが年長で、4月から海田町立の小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？

A14-1 令和4年度小学校入学予定者については、各学校で実施される入学説明会において手続きに係る書類を配付する予定です。（※詳しくは各学校にお問い合わせください。）

くは、別途お知らせします。)

書類①「海田町学校給食申込書」及び書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」は、原則、全員提出が必要です。なお、食物アレルギー等により、飲用牛乳、主食（米飯・パン）の提供を受けることができない方については、書類③「海田町食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」の提出が必要です。

Q14-2 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

A14-2 小学校からの申込内容に変更がない限り、再度の手続きは必要ありません。

Q14-3 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は私立を受験予定です。何か手続きが必要ですか？

A14-3 進学先が決まるまでは、書類①「海田町学校給食申込書」を提出してください。私立の中学校に通われることが確実に決まった場合は、速やかに、書類④「海田町学校給食（変更・停止・再開）届」を提出してください。

Q14-4 令和4年4月に転校する予定ですが、手続きは必要ですか？

A14-4 転校先の学校が町外か町内かによって、次のように対応が違います。

① 町外の学校へ転校する場合

転校することが確実に決まっている場合は、手続きの必要はありません。ただし、転校が確実に決まっていない場合は、書類①「海田町学校給食申込書」及び書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」の提出が必要です。現時点の住所、学校名を記入し、学年は令和3年4月時点の学年を記入して、現在在籍している学校へ提出してください。なお、転校が確実に決まりましたら、書類④「海田町学校給食（変更・停止・再開）届」を提出してください。

② 町内の学校へ転校する場合

書類①「海田町学校給食申込書」及び書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」の提出が必要です。転校することが確実に決まっている場合は、書類①には令和4年4月時点の住所、学校名・学年を記入して、現在在籍している学校へ提出

してください。ただし、確実に決まっていない場合は、現時点の住所、学校名を記入し、学年は令和4年4月時点の学年を記入して、現在在籍している学校へ提出してください。なお、転校が確実に決まりましたら、書類④「海田町学校給食（変更・停止・再開）届」を提出してください。

Q14-5 令和4年4月に海田町立以外の小中学校から海田町立小中学校に転校する予定です。事前に必要な手続きはありますか？

A14-5 転入手続きをする際に、書類①「海田町学校給食申込書」及び書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」をお渡ししますので、転校先の学校へ提出してください。

Q14-6 書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？

A14-6 各小中学校のほか、海田町教育委員会に予備がありますので、お申し出ください。また、書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」以外は、海田町（学校教育課）のホームページにも掲載しています。

Q14-7 納入義務者や住所等が変わった場合、何か手続きが必要ですか？

A14-7 書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」及び書類④「海田町学校給食（変更・停止・再開）届」に変更内容を記入し、学校へ提出してください。用紙は、学校または海田町教育委員会でお渡しすることができます。また、書類②「海田町学校給食費口座振替依頼書」以外は、海田町（学校教育課）のホームページにも掲載しています。